

令和6年7月31日

報道関係者 各位

令和6年度 一般会計補正予算（第3号）における専決処分について

標記の件について、令和6年度一般会計補正予算（第3号）の専決処分をいたしましたので、下記によりお知らせします。

記

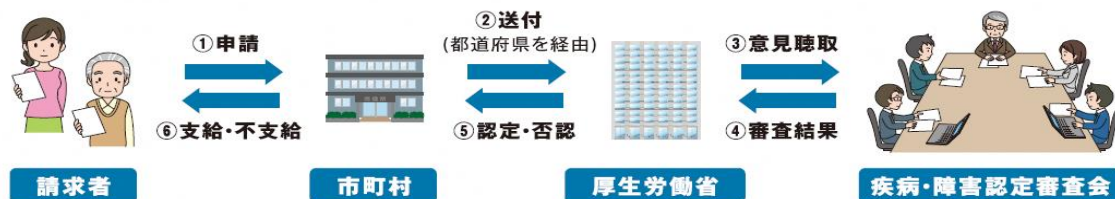
1. 一般会計補正予算額

88,824千円（補正後の予算額：26,104,624千円）

2. 補正予算の内容

新型コロナウイルス予防接種後の副反応に対する健康被害に対し、死亡一時金等が予防接種法第15条第1項に基づき認定されたことから、本市が予防接種健康被害救済制度による給付を速やかに行うため、補正予算の専決処分を行うもの。

(補正予算の内訳) 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費 ※全額国庫負担
死亡一時金 88,400千円
葬祭料 424千円
(専決処分日) 令和6年7月31日
(認定の概要) 対象者2名
厚生労働省認定日 令和6年7月12日



(事業担当課) 福祉保健部 保険健康課（保健センター）

未来へつなぐ島原らしさ 暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち



(予算関係)
担当：島原市 総務課 財政班 吉川
電話：0957-62-8013（直通）
E-mail：zaisei@city.shimabara.lg.jp

(事業関係)
担当：島原市 保健センター 園田
電話：0957-64-7713（直通）
E-mail：hocen@city.shimabara.lg.jp